

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月及び同年10月

私は、20歳のときに国民年金の加入を促す通知を受け取ったことから加入手続を行い、その後に送られてきた納付書で国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間で、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成7年1月頃に払い出されたものと推認できること、申立期間直前の6年8月の保険料は7年5月31日に過年度納付されたことが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料も過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年3月まで

私は、勤めていた病院を退職して結婚した後、しばらくの間、国民年金に加入していなかったが、昭和56年頃に電話で国民年金の加入を促されたことから、加入手続きを行い、厚生年金保険期間の後の期間の国民年金保険料を遡って納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳により、昭和56年10月頃に払い出されたことが推認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であること、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後の保険料を遡って納付した後、受け取った納付書で半年分の保険料を納付し、その後は夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとしており、これらのことは55年12月に厚生年金保険を資格喪失し、56年10月頃に国民年金の加入手続きを行った場合の過年度保険料及び現年度保険料の納付方法と整合することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、53 万円であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 6 年 11 月 8 日まで

私も勤めたことがある A 社の元従業員から、標準報酬月額相違に係る申立てがあったとして、年金記録確認第三者委員会から調査の協力依頼を受けたことから、自身の標準報酬月額を「ねんきん定期便」で確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、記憶する給与支給額よりも低額となっていることが分かった。

A 社では営業職で、申立期間当時の給与明細書は所持していないが、給与は毎月定額の 63 万円であったと記憶している。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、申立期間のうち、平成 4 年 7 月から 6 年 9 月までについては、同年 8 月 4 日付けで、同年 10 月については、同年 11 月 1 日付けで、それぞれ遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立期間当時、A 社で厚生年金保険に加入していた他の 15 人についても、その標準報酬月額が、申立人と同様に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A 社の複数の元従業員は、「申立期間当時は、無理な設備投資や不動産購入などを行ったために資金繰りが厳しく、経営状態は良くなかった。倒産する少し前から給与の遅配があった。」と証言している上、上記 15 人のうちの 1 人は、「平成 6 年 9 月頃に、B 区役所で業者登録の再申請ができる旨を社長に報告したところ、『社会保険料を 2 月から滞納しているが、登録は可能か。』

と聞かれたことがあるので、当時、社会保険料を滞納していたと思う。」と証言している。

さらに、A社の商業登記簿から、申立人は、申立期間において取締役ではなかったことが確認できる上、同社の元営業部長は、「私は、営業部長だったので社会保険の手続については知らない。申立人は私と同様に営業部長だったので、社会保険の手続については知らないと思う。」と証言しているほか、複数の元従業員は、「申立期間当時の社会保険及び給与計算事務担当者は社長夫人であった。」と回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の変及訂正処理には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年8月4日付け及び同年11月1日付けで行われた処理は事実には即したものと考え難く、社会保険事務所が標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該変及処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人は、「申立期間当時の給与は、毎月63万円であった。」と申し立てているところ、申立人が所持する市民税・県民税特別徴収税額通知書から、申立人の月平均給与額は、平成4年については約68万円、5年については約62万円と推認でき、また、申立人に係る雇用保険支給台帳の記録から、離職日前6か月の平均賃金月額は約63万円と推認できるが、申立期間当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の上限は53万円である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から57年9月までの期間の国民年金付加保険料、57年10月から61年3月までの期間の国民年金定額保険料及び国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から57年9月まで
② 昭和57年10月から61年3月まで

私は、昭和54年10月にA市B区役所で国民年金の任意加入手続と同時に付加保険料の納付申出を行った。

私が所持する国民年金手帳には、昭和57年10月1日に資格喪失した記載があるが、その手続を行った記憶は無い。

申立期間①の付加保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入で定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、昭和54年10月に国民年金に再加入した際に、窓口で付加保険料の納付を勧められて納付を開始しており、自身が所持する国民年金手帳には50年1月6日から57年10月1日までが付加保険料の納付申出を行っていた期間として記載されていると主張しているが、当該年金手帳には付加保険料の納付申出日と同日である50年1月6日に発行されたことが記載されており、その翌日で、厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年1月7日には国民年金の被保険者資格を喪失した記載があること、申立人が国民年金に任意加入した54年10月29日に改めて付加保険料の納付申出が行われた記載は無いこと、当該期間の定額保険料は納付済みと記録されているが、申立人は、当該期間の保険料の納付書は1枚であったとしており、1枚の納付書で納付された定額保険料及び付加保険料のうち、付加保険料のみについて、連続して記録誤りが生じるとは考えにくいことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 57 年 10 月 1 日に国民年金の資格喪失を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、同日に資格喪失した記載があり、A市の国民年金被保険者収滞納一覧表の記載内容とも整合することから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない期間である。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金付加保険料及び申立期間②の国民年金定額保険料及び国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から57年3月まで

私は、昭和55年2月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、後日、半年分の国民年金保険料を遡って納付し、その後は定期的に保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年2月頃に国民年金の加入手続を行い、半年分の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、遡って納付した時期及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、台帳管理簿兼払出簿及び特殊台帳により、申立期間後の昭和57年6月頃に払い出されたものと推認できること、申立人は、現在所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号以外の手帳記号番号が記載された手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1602 (事案 1363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 53 年 6 月 30 日まで
② 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。

申立期間①については、元従業員の 21 人が自分のことを知らないと回答したとのことであるが、信じられないので 21 人の氏名と住所を教えてほしい。また、A社の人事係長に当時のことを話したところ、働いていたことを認めた。厚生労働大臣は、給料支払明細書があれば記録の訂正は認められると発言しており、B社(現在は、A社)の給料支払明細書を提出したにもかかわらず、記録の訂正が認められないのは納得がいかない。

申立期間②については、募集人の試験に合格し、昭和 53 年 8 月 1 日から営業職の正社員として勤務し、同年 8 月 31 日に厚生年金手帳を受け取ったので、私には研修期間は無く、また、自身が所持するC健康保険組合発行の健康保険継続療養証明書はD社(現在は、E社)から交付された二つ目の健康保険証であることから、申立期間②当時も同社の健康保険に加入していた。

再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人は、B社に勤務していた当時のものであるとする給料支払明細書(昭和 44 年 10 月分)及び割増賃金分給料支払明細書(昭和 44 年 10 月分)を所持しているが、いずれの給料支払明細書においても事業所名及び厚生年金保険料控除額の記載が確認できないこと、A社は、「従業員に関する資料は全て焼失したため、申立人の勤務状

況及び厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答していること、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和44年3月15日から49年4月15日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員46人に照会したところ、回答を得られた21人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と回答していることなどから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、A社の人事係長に当時のことを話したところ、「伺った話の内容から、当社に働いていたようだ。」と証言しており、また、当時の厚生労働大臣は、給料支払明細書があれば記録の訂正が認められると発言していることから、B社の昭和44年10月分の給料支払明細書を提出したにもかかわらず、記録の訂正が認められないのは納得がいかないと主張している。

A社では、「資料は無いが、申立人の話からは、申立人がB社に勤務していたものと考えられる。」と回答していることから、期間や勤務形態は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、申立人が所持する昭和44年10月分の給料支払明細書には、「支給内訳合計3,240円」、「差引支払額2,240円」と記載され、両者には1,000円の差があるものの、給料支払明細書における控除金額のうちの厚生年金保険料の欄に金額の記載は無い上、上記の給料支払明細書と割増賃金分給料支払明細書の支給額から考えられる社会保険料及び所得税による控除額、給料支払明細書に記載されている「2級」を標準報酬保険料額月額表の2等級と考えた場合の控除額、申立人が当時の給料額であったとする2万円ないし3万円に見合う控除額のいずれもが1,000円とはならないことから、当該差額をもって、申立人が申立期間①において、給与から厚生年金保険料を控除されていたとまでは言えず、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立人は、当初の当委員会の「元従業員46人に照会し、回答のあった21人が申立人のことは知らないとしている。」との調査内容について、「当時、46人も従業員はいなかった上、元従業員に関する資料が焼失しているにもかかわらず、これらの者に照会できたとは信じ難いので、回答した元従業員21人と面談させてほしい。」旨の主張をしている。

しかしながら、従業員数の食い違いについては、申立人が記憶する従業員数はある一時期の人数であると考えられる一方で、当委員会が照会した元従業員は、昭和44年3月15日から49年4月15日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員46人であり、一時点に

おける被保険者ではないことから生じたと考えられる。

また、元従業員の照会先については、その被保険者記録により、判明したものである。

さらに、申立人は元従業員 21 人との面談を希望しているが、元従業員の氏名等は公正な判断を行うことを目的とした調査の過程で入手した個人情報であり、個人情報保護の観点から教示することはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、E社が保管する申立人に係る職員履歴簿データから、申立人は、申立期間②のうち昭和 53 年 8 月 30 日以降、同社に勤務していたことが確認できるものの、同社は、「当時、営業職員の委嘱（研修）期間は正社員の身分ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の昭和 53 年 8 月 30 日から同年 12 月 31 日までの期間は委嘱（研修）期間であり、厚生年金保険被保険者資格を取得していないので、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答していること、同社職員業務課の社会保険担当者は、「営業職員は、研修職員補として入社するが、入社後の 4 か月間は委嘱（研修）期間であり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」としていること、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に 54 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 2 人はいずれも、「入社後 4 か月は研修期間で、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。」としていることから、申立期間②当時、同社では、入社直後の研修期間中の営業職員は、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことが推認でき、申立人も同様の取扱いであったことがうかがえるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 5 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、募集人の試験に合格し、昭和 53 年 8 月 1 日から営業職の正社員として勤務し、同年 8 月 31 日に厚生年金手帳と健康保険証を受け取ったので、自身には委嘱（研修）期間は無く、その所持する C 健康保険組合発行の健康保険継続療養証明書は D 社から交付された二つ目の健康保険証であることから、申立期間②当時も同社の健康保険に加入しており、記録の訂正が認められないのは納得がいかないと主張している。

しかしながら、E社は、「保管する申立人に係る資料には職員資格歴として、『昭和 53 年 8 月 30 日委嘱(入社)、54 年 1 月 1 日職員登用、55 年 4 月 1 日外務嘱託、55 年 5 月 15 日退職』とあり、厚生年金保険の適用期間は 54 年 1 月 1 日から 55 年 4 月 1 日までの期間であり、53 年 8 月 30 日から 54 年 1 月 1 日までの期間及び 55 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 15 日までの期間は厚生年金保険の非適用期間である。」と回答しており、同社における申立期間当時の研修職員補取扱規程には、研修職員補の入社日は委嘱日で、委嘱後最

初に行われる試験に合格した者は募集人としての登録を行うとされているが、研修職員補の委嘱期間は原則として4か月であり、募集人となった者の研修職員補としての委嘱期間が短縮される規定は無く、同社が回答している申立人の職員資格歴と整合している。また、健康保険継続療養証明書は、健康保険被保険者が、在職中に診療を受けた病気やけがについて、退職後に届出を行うことにより、引き続き在職時と同様に診療を受けるための証明書であり、申立人が所持する当該証明書には、診療の開始日が申立期間②後の昭和54年5月1日、交付日が56年1月22日と記載されており、当該証明書は申立人が申立期間②において、厚生年金保険に加入していたことを示す資料とはならず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から A 事業所 B 病院において、正職員として C 業務に従事し、49 年 9 月 30 日まで継続して勤務していた。就職してから退職するまでの間、厚生年金保険に加入していたと思っていたので、途中で共済年金に変わったことも知らなかったし、48 年 3 月 31 日に国民年金に加入することについても説明は無かった。

年金記録に空白があるのは納得がいかないもので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も引き続き A 事業所 B 病院に勤務し、C 業務に従事していた。」と申し立てているが、D 事業所が保管する申立人に係る人事記録には、「47 年 4 月 1 日 技術補佐員 A 事業所 B 病院 E 職種に採用する 任期は 1 日とする ただし任命権者が別段の措置をしない限り昭和 48 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し以後更新しない」、「48 年 3 月 31 日 昭和 48 年 3 月 30 日限り退職した」、「48 年 4 月 1 日 F (A 事業所 B 病院 C 職種) に採用する」と記載されていることから、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することができない。

また、D 事業所は、「申立人は、申立期間中は勤務していないので、申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料も給与から控除していない。当時、正職員の定員内の職員になれない場合には、非常勤職員と

して採用されていた。申立人の人事記録から、申立人は、昭和47年4月1日から48年3月30日まで、日々雇用の非常勤職員として勤務していたことになる。」としている。

さらに、申立人が氏名を記憶している元同僚は、「私は、昭和47年4月1日から48年3月30日までは非常勤職員として、同年4月1日からは常勤職員として勤務し、C業務に従事していた。申立人とは一緒に就職したので、多分、私と同じ雇用形態だったと思う。私のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は47年4月1日から48年3月31日までで、同年3月31日から同年4月1日までは国民年金に加入する必要があったようだが、当時、事業所から説明を受けていなかったため、国民年金には加入しなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。